

# 平成29年度給与支払報告書の提出にあたっては、 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要です！ ※給与支払者が個人事業主の場合はあわせて本人確認も必要になります！

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（番号法）」の施行により、給与支払報告書の提出にはマイナンバー（個人番号・法人番号）の記入が必要となりました。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 給与支払報告書（総括表）    | ○給与支払者の個人番号または法人番号                                 |
| 給与支払報告書（個人別明細書） | ○給与の支払を受ける者の個人番号および扶養親族の個人番号<br>○給与支払者の個人番号または法人番号 |

給与支払報告書への個人番号の記入にあたり、成りすましなどの被害を防止するため、給与支払者が個人事業主の場合は、本人確認（番号確認と身元確認）を行います。（給与支払者が法人の場合は不要です。）

- ① 番号確認（正しい個人番号であることの確認）
- ② 身元確認（個人番号の正しい持ち主であることの確認）

## （１）本人が窓口で給与支払報告書を提出する場合

|            |  |
|------------|--|
| 番号確認       | ○個人番号カード<br>○通知カード<br>○番号確認書類（個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書）   |
| 申告者本人の身元確認 | ○個人番号カード<br>○顔写真付身分証明書（以下の書類から１点）<br>運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、在留カード、特別永住者証明書 など<br>○身分証明者（以下の書類から２点）<br>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書 など（※） |

## （２）本人の代理人が窓口で給与支払報告書を提出する場合

|            |  |
|------------|--|
| 代理権確認      | 法定代理人の場合…戸籍謄本又はその他の資格を証明する書類など<br>任意代理人の場合…委任状（任意様式の原本）  |
| 代理人の身元確認   | ○代理人の個人番号カード<br>○代理人の顔写真付身分証明書【以下の書類から１点】<br>運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護（療育）手帳、在留カード、特別永住者証明書 など<br>○身分証明者【以下の書類から２点】<br>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書 など（※） |
| 申告者本人の番号確認 | ○本人の個人番号カード又はその写し<br>○本人の通知カード又はその写し<br>○本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し  |

（※）公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書のほか、申告書等に添付された書類で本人に対し一に限り発行、発給された書類又は官公官署等から発行・発給された書類（氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの）

## （３）郵送で給与支払報告書を提出する場合

（１）本人が窓口で給与支払報告書を提出する場合、（２）本人の代理人が窓口で給与支払報告書を提出する場合と同様に確認書類の写しを同封してください。

## （４）e L T A Xで給与支払報告書を提出する場合

公的個人認証による電子署名で本人及び代理人の身元確認を、本人の利用者IDを用いた電子申告の送信で代理権確認をするため、従来どおりの手続きと同じで、追加確認するものではありません。